



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第4959142号

(PATENT NUMBER)

発明の名称

(TITLE OF THE INVENTION)

高レベル廃棄物を貯蔵するシステム及び方法

特許権者

(PATENTEE)

アメリカ合衆国ニュージャージー州08053,
マールトン, リンカン・ドライブ・ウエスト
555

国籍 アメリカ合衆国

ホルテック・インターナショナル・イ
ンコーポレーテッド

発明者

(INVENTOR)

クリシャナ・シン

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

特願2005-079075

出願日

(FILING DATE)

平成17年 3月18日(March 18, 2005)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成24年 3月30日(March 30, 2012)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成24年 3月30日(March 30, 2012)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

岩井良行



特許証送付先

住所

〒100-0004

東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手ビル206区 ユアサハラ法律特許事務所

所

氏名

小野 新次郎

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第4959142号

登録日 平成24年 3月30日

出願番号 特願2005-079075

出願日 平成17年 3月18日

請求項の数 41

納付年分 第 3年分まで

受領金額 31,500円

受領日 平成24年 3月21日

特許料の納付について

特許料納付期限日

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

・第4年以降の各年分の特許料は、登録日（出願公告を経て特許になった場合は、公告日）の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

納付年分	納付期限日
第 4 年分	平成 27 年 3 月 30 日
第 5 年分	平成 28 年 3 月 30 日
第 6 年分	平成 29 年 3 月 30 日
第 7 年分	平成 30 年 3 月 30 日
第 8 年分	平成 31 年 3 月 30 日
第 9 年分	平成 32 年 3 月 30 日
第 10 年分	平成 33 年 3 月 30 日
第 11 年分	平成 34 年 3 月 30 日
第 12 年分	平成 35 年 3 月 30 日
第 13 年分	平成 36 年 3 月 30 日

(注) 納付期限日が行政機関の休日あたるときは、その日の翌日間の末日となります。

問い合わせ先 出願支援課登録室
電話 03(3581)1101 (4F)
特許担当 内線 2708